

## 第 1 一般原則

### 1 情報の確認、調書の作成

入札に付そうとする建設工事、測量・建設コンサルタント等への委託、役務の提供および物品供給等の業務(以下「建設工事等」という。)について入札談合に関する情報があつた場合には、建設工事等の担当課長等は、当該情報の内容、提供者の所属、職・氏名等を確認し、別記様式第 1 により報告書を作成するとともに、契約監理室長へ連絡すること。

情報提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、同様の扱いとする。

### 2 報告

契約監理室長は、1 により入札談合に関する連絡を受けた場合には、別紙 3 の早見表を参考に対応をするとともに、情報の内容をまとめ、必要に応じて彦根市建設工事等契約審査委員会(以下「契約審査委員会」という。)に報告すること。

### 3 公正取引委員会等への通報

契約監理室長は、第 2 以下の手続によることとした情報(以下「談合情報」という。)については、原則として、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手続の終了後に、別記様式第 2 によりまとめて公正取引委員会に送付することとする。ただし、必要がある場合には、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果表の写し等を送付するものとする。また、必要に応じて警察へも連絡する。

### 4 報道機関等への対応

報道機関等から発注者としての対応について説明を求められた場合には、課長補佐級以上の職員が対応するものとする。

## 第2 具体的な対応

談合情報があった場合は、原則として、次に従い対応すること。なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

### 1 入札執行(電子入札の場合は落札決定)前に談合情報を把握した場合(別紙4参照)

#### (1) 事情聴取

入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うこと。

事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日までに行うか、または入札開始時刻もしくは入札日の繰下げにより入札を延期した上で行うこと。

聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

#### (2) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号。以下「契約規則」という。)第13条第1項第8号の規定により、当該入札を無効とするか、契約規則第12条第1項を適用し、入札の執行を延期し、または取りやめるものとする。

また、その旨を公正取引委員会へ通報すること(別記様式第2)。

#### (3) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から別紙1-1を参考にして誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。

② この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書、委託業務費内訳書等(以下「工事費内訳書等」という。)を提出するよう要請すること。ただし、工事費内訳書等の提出を求めることとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書等の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書等のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書等のチェックを行わずに入札を執行するか、または工事費内訳書等の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

③ 入札には、積算担当の職員(当該工事等の積算内容を把握している職員)が立ち会い、工事費内訳書等を入念にチェックすること。

④ 技術提案書の提出を求める場合は、当該工事の技術提案内容を把握している職員が技術

提案書を入念にチェックするものとする。

- ⑤ 工事費内訳書または技術提案書等のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(2)により対応すること。

(4) 契約審査委員会への報告

(1)から(3)までの対応をとった場合は、契約審査委員会に報告すること。

(5) 事後審査型一般競争入札の場合の留意点

事後審査型一般競争入札の場合は、開札日まで入札参加者が明らかでないため、開札後に

(1)以下に従い対応すること。

2 入札執行(電子入札の場合は落札決定)後に談合情報を把握した場合

入札執行(電子入札の場合は落札決定)後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者および落札金額はすでに閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを判断すること。

(1) 契約締結以前の場合(別紙5参照)

① 事情聴取

入札を行った者全員(入札辞退者を含む。)に対して速やかに事情聴取を行い、その結果について事情聴取書を作成すること(別記様式第3)。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、契約規則第13条第1項第8号の規定により、当該入札を無効とすること。

また、その旨を公正取引委員会へ通報すること(別記様式第2)。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員(入札辞退者を含む)から別紙1-1を参考にして誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

④ 契約審査委員会への報告

①から③までの対応をとった場合は、契約審査委員会に報告すること。

(2) 契約締結後の場合(別紙6参照)

① 事情聴取

入札を行った者全員(入札辞退者を含む。)に対して速やかに事情聴取を行い、その結果について事情聴取書を作成すること(別記様式第3)。

② 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事等の進捗等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

また、その旨を公正取引委員会へ通報すること(別記様式第2)。

③ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札を行った者全員(入札辞退者を含む)から別紙1-2を参考にして誓約書を提出させた上、工事を続行すること。

④ 契約審査委員会への報告

①から③までの対応をとった場合は、契約審査委員会に報告すること。

### 第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

#### 1 報告書

契約監理室長は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

#### 2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会近畿中国四国事務所第一審査課(〒540-0008 大阪市中央区大手前四丁目1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 電話06-6941-2173)である。

(2) 公正取引委員会への通報は、別記様式第2を使用すること。

なお、通報等の内容について公正取引委員会からの問い合わせに備えて、担当者は、提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(3) 公正取引委員会への通報等は、原則として、情報入手、事情聴取から入札等に至る一連の手続が終了した後にまとめて送付することとする。ただし、必要がある場合には、手続の各段階で事情聴取、誓約書、入札結果書の写し等を送付するものとする。

#### 3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、係長級以上の職員が複数で行うこととする。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員に対し、会議室等において別記様式第3の質問項目に

ついて1者ずつ聞き取りを行うこと。聴取の相手が、代表者または入札・契約業務について代表者からの委任を受けた者であることを確認すること。また、役職等を名刺等により確認すること。

(3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

#### 4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を事情聴取の対象者に通知した上、別紙1を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出を求めること。誓約書には代表者印等を必要とするため、聴取日後の提出も認めることとする。

(2) 「入札後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする」旨の注意を促す場合は、別紙2を参考として注意事項を読み上げること。

#### 5 工事費内訳書および技術提案書等のチェック

入札に際して、提出されている工事費内訳書および技術提案書等(提出を求めている場合)の提出を求めた場合は、積算担当職員が立ち会い、談合の形跡がないかを入念にチェックすること。

契約監理室は、積算担当職員がチェックした結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書および技術提案書とともに保存するものとする。

付 則

このマニュアルは、平成18年10月24日から施行する。

付 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

付 則

このマニュアルは、令和2年12月1日から施行する。